

八幡平市農地賃借料情報

農地法第52条に基づき、令和5年9月から令和6年8月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たりの年額、使用賃借は除く）を公表します。

なお、この情報は参考です。賃借料を決める場合は、圃場条件や社会情勢を勘案し、当事者間で十分協議してください。

令和7年2月26日

八幡平市農業委員会

1. 田（水稲）の部

締結（公告）された地域名		平均額	最高額	（金額：年額） 最低額
西根地区	大更	3,300円	4,500円	1,500円
	田頭			
	平笠			
	平館、堀切	3,100円	3,800円	2,600円
	西根寺田、帷子、上関、荒木田			
松尾地区	松尾	2,900円	4,200円	1,700円
	野駄	3,100円	3,300円	2,700円
	松尾寄木	3,000円	4,600円	1,400円
	細野、畑	3,000円	3,000円	3,000円
荒屋				
五日市、浅沢				
安代地区	田山、館市			
	（参考）八幡平市平均 3,200円			

令和7年4月 配布

2. 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
西根地区	2,300円	4,800円	1,300円
松尾地区	2,000円	2,000円	2,000円
安代地区	2,800円	3,000円	1,000円
（参考）八幡平市平均	2,700円		

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
市内全域	4,200円	5,000円	3,400円

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
西根地区全域	3,400円	4,000円	1,000円
松尾地区全域	2,000円	2,700円	900円
安代地区全域	-	-	-
（参考）八幡平市平均	2,600円		

- * 農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借を集計したものです。
- * 農業委員会に申請のあった純粋な賃借の金額をもとに算出しています。
- * 賃貸借件数が少ない地区は、近隣地区や前年度実績をもとに算出しています。
- * 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 物納は金換算しています。
- * 使用賃借（賃借料0円での賃借、全体の約46％）は、対象から除いています。

農地の賃貸借等に関する問合せ

八幡平市農業委員会事務局（0195-74-2111）